

**不利益処分個別票**

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6647-0656)
処分担当名	同上
処分の名称	入院措置
概要	市長は、一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症のまん延を防止するため、当該者またはその保護者に対し入院の勧告を行い、その勧告に従わない者については入院措置をとることがあります。
根拠法令等 及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第7条、第19条、第20条、第26条、第26条の2
処分基準	<p>処分基準 市長が一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき</p> <p>処分の対象 一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の患者</p> <p>具体的措置 当該対象者の入院 最初の入院は72時間までの措置とし、引き続き入院が必要な場合は感染症の審査に関する協議会の意見を聴いた上で、10日以内の期間を定めて入院期間を延長することがあります。 なお、二類感染症のうち、結核については入院期間の延長は30日以内となります。</p>
ホームページ	
備考	